

第2章

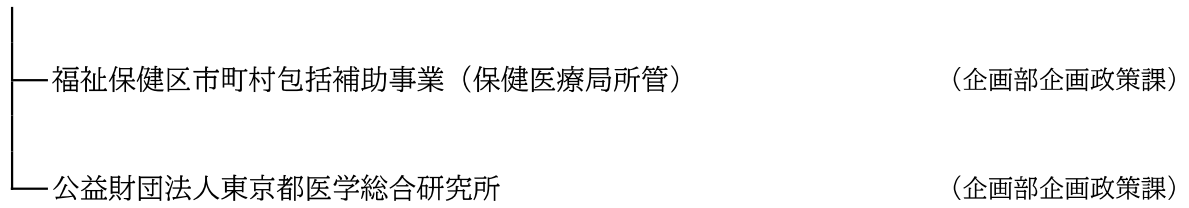
保健医療基盤の整備

目次

1	事業の体系	49
2	福祉保健区市町村包括補助事業(保健医療局所管) ..	50
3	公益財団法人東京都医学総合研究所	50

1 事業の体系

保健医療基盤の整備



2 福祉保健区市町村包括補助事業（保健医療局所管）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉・保健・医療サービスの向上を目指す取組を支援している。（詳細は、事業の該当ページを参照）

（1）事業

保健医療政策区市町村包括補助事業（63ページ参照）

（2）対象事業

ア 先駆的事業（補助率：10分の10）

新たな課題に取り組む保健医療分野の試行的事業で、都が例示するもののほか、区市町村の創意工夫によるもの

イ 選択事業（補助率：原則 2 分の 1）

都が目指す保健医療施策の実現を図り、列挙する各政策分野の事業から、区市町村が選択して実施するもの、又は区市町村が地域の特性を踏まえ、保健医療分野において独自に企画して実施するもの

ウ 一般事業（ポイント制）

都が掲げる事業で区市町村が地域の特性に応じて主体的に取り組む事業

（3）規模

予算額2,500,000千円

3 公益財団法人東京都医学総合研究所（平成11年4月1日設立。平成24年4月1日名称変更）

神経系及びその疾患等に関する研究、精神障害の本態、成因、予防、治療法等に関する研究並びにがん及び感染症をはじめとする未解明の重要疾患の制御等に関する研究を総合的に行うことにより、医学の振興を図り、その研究成果を普及することにより、都民の医療と福祉の向上に寄与することを目的として、研究事業を実施している。